

## ● 最近の判例から

# 原野商法業者に土地を供給した 不動産業者の不法行為責任

(大阪高判 平七・五・三〇)

川久保 直紀

す、また、通常の注意を払えばAの詐欺的商法を容易に知り得たともいえないとして、過失による帮助責任をも否定し、Xらの請求を棄却した。そこでXらは、控訴した。

## 二 判決の要旨

本件は、原野商法により被害にあつた買主が、当該土地を原野商法業者に提供した業者の責任を求めた、平成六年一月二八日大阪地裁の判決に対する控訴審判決である。

本判决は、土地を提供した業者に過失による不法行為の帮助責任があるか否かが、重要な争点となつた。第一審判決では、買主の請求を受けたが、控訴審では、一部容認した。

(大阪高裁平成七年五月二〇日上告 判例タイムズ八八九号二五三頁)

## 一 事案の概要

売主業者（原野商法業者）Aは、昭和五六年頃から青森県の山林原野（以下「本件土地」という）を買主Xら八名に言葉巧みに勧誘し、売り渡した。しかし、本件土地は、現地で特定できず、取付道路もない、利用可能性、転売可能性のほとんどない土地であった。

Xらは、昭和六二年Aの代表者Bらを相手として、本件売買はAの原野商法による詐欺行為であるとして、損害賠償を請求する訴訟を提起し、平成五年三月、Xらが全面勝訴し確定した（大阪地裁平成五年三月二九日判例タイムズ八三一号一九一頁）。

しかし、Xらは、同訴訟の途中、平成三年になつてAに本件土地を売却又は仲介していった業者Cの代表者Yを相手として、Aの原野商法による詐欺行為を帮助したとして損害賠償を請求する訴訟を提起した。

Yは、AがXらを欺いて販売するとは思わず売却したものであり、責任はないと主張した。

第一審の大蔵地裁は、Yは、売主AがXらに対して行つた勧誘がどのようなものかを知つておらず、不法行為に当たることを知つていなかつたから、故意による帮助は認められ

- (1) Yは、Aに対して本件土地を含む山林原野を、短期的には値上がりが期待できないことを知りつつ、多数回売却・仲介し、かつ、Aが土地を細分化し、現地では特定できない、土地を相場よりもかなり高額で販売していたことを知つていたのであるから、原野商法に当たらないかについて注意すべきで、少しの調査でAの不法行為を発見でき、被害の発生を防ぎ得た。
- (2) 取引の相手方が多数の住民に多額の被害を発生させる行為をすることが予見可能で、少しの調査で結果発生が回避できる場合、業者は、これを予見し、回避すべき注意義務があるから、Yは、過失によつてAの不法行為を帮助したというべきである。
- (3) Xらの損害額は、Xらの支払金額から本件土地の時価額を控除した額であるが、Xらにも、Aの言葉をそのまま信じ、裏付調査をしなかつた点七割の過失がある。

### 三 まとめ

Xらのうち四名は別途同じくAに土地を提供していた別の業者についても提訴し本件と同様の判決が下されている（大阪地裁平成六年四月二二日確定判例時報一五一九号一〇三頁）。

（調査研究部調査役）

原野商法の販売業者に資力がない場合、土地を提供した業者についても、帮助責任を追及する例が多くなっている。今後も、この傾向が続くものと思われる。

中古住宅の買主が、土地の不等沈下による建物の傾斜（七〇分の一）があるとして、売主業者、媒介業者のはか、当該開発をし、建物を建築した業者を相手として、損害賠償を求めた事案について、媒介業者及び建築業者の責任を否定し、売主業者について、建物価格を限度として、瑕疵担保責任を認めた判決（千葉地裁松戸支部平成六年八月二五日判決判例時報一五四三号一四九頁）。

### 一 事案の概要

買主Xは、平成二年一〇月一四日、媒介業者Y2の媒介で、売主業者Y1から、中古の土地付戸建住宅を代金五、四〇〇万円（土地四、七五〇万円、建物六五〇万円）で買い受け、一月一七日引渡しを受けた。

本件物件の経緯は、次のとおりである。この一帯はもと水田等の軟弱な湿地帯であった

## ●最近の判例から 土地の不等沈下による建物傾斜の 瑕疵担保責任

（千葉地裁松戸支判 平六・八・二五）

川久保 直紀

が、昭和五二年七月業者Aが六五万m<sup>2</sup>の土地について開発許可を得（その条件として、①軟弱な土地の造成等については、あらかじめ地質調査、地耐力試験等を十分行い、地盤沈下等が起きないよう措置するほか、②造成後、建造物等に不等沈下が生じないよう、軟弱地盤対策等について十分配慮すること、が付されていて）。翌五三年一二月B大手建設会社に宅地造成工事を発注し、昭和五八年本件物件を建築して、同年一二月Cに売り渡した（なお、Aは、昭和六二年一〇月業者Y3に吸収合併された）。

その後Cは、平成二年四月一二日Y2の媒介で、本件物件をY1に売り渡し、Y1はリフォームをして、同年一〇月一四日Xに売り渡したものであった。

しかし、Xが入居してみると、本件物件には七〇分の一の傾斜があり、床面にゴルフボ